

一般社団法人関西ケータリング協会 会員規定

第1章 会 則

第1条 (名称)

本協会は、一般社団法人関西ケータリング協会（KCA）と称する。

第2条 (目的)

- *ケータリング業界の認知度拡大
- *業界におけるイメージアップと社会的地位向上を目指す。
- *ケータリング業界を通じて社会貢献や地域の活性化
- *ケータリング業界の雇用拡大
- *ケータリング業界における起業支援や若手経営者のサポート
- *イベント業界における近代化とおもてなしビジネスの推進
- *食品による安心・安全かつ法令遵守の徹底によるフードコートのレベル向上
- *移動販売車の企画・製造・販売のサポート

第2章 事 業

第3条 (事業内容)

- *ケータリング事業
- *催事出店事業
- *露店出店事業
- *移動販売車出店事業
- *イベントにおけるフードコートの企画・運営・管理の一連業務
- *業界の企業支援事業
- *商品の企画・提案・販売事業
- *飲食店の営業・管理
- *ケータリングに関するコンサルティング事業
- *研修会やセミナー事業
- *ライセンスや資格の講習事業

- *業界への労働派遣事業
- *移動販売車の製造・販売・リース
- *上記に附帯関連する一切の業務

第 3 章 会 員

第 4 条 (会員)

法人、個人は問わず、協会の主旨、目的に賛同し協会規定を遵守するものとする。
入会は協会規定集の内容を十分に理解した上、入会申込書（誓約書）に署名押印後に協会に提出、理事会にて協議の上、入会を認める。

但し、協会規定に違反した場合やコンプライアンスを遵守していない場合や協会に損害を与えた場合などには理事会にて協議の上除名処分に行うことができる。

会員はプラチナ会員と一般会員の 2 種に分類する。

一般会員が入会后、1 年以上協会規律を遵守した場合、理事会で協議の上プラチナ会員になることができる。※理事会の承認により上記期間が変更する場合がある。

※上記以外については非正規会員とし、登録会員とする。登録会員についても登録条件は一般会員と同様とする。

第 5 条 (入会金、会費、登録会員料) ※金額は全て税抜表示

会費は以下の通りに設定する。

	入会金	年会費	登録料
■プラチナ会員（正会員）	30000 円	12000 円	無
■一般会員（正会員）	3000 円	6000 円	無
■登録会員（非会員）	0 円	0 円	12000 円

入会金は入会日より 2 か月以内（60 日以内）に一括払いとする。

年会費は年度開始日より 1 ヶ月（30 日）以内一括払いとする。

登録会員料は支払確認後の翌月 1 日より、登録会員とする。

※但し、時期により例外あり。

上記共に基本的には指定口座へ会員からの振込とする。

※期日を遅延した場合には理事会の協議の上除名処分とする。

第 6 条 (入会手続き)

法人・個人ともに入会申込書、協会規約、誓約書に署名捺印し提出する。
提出方法は基本的に郵送とする。

入会審査において、営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的勢力に属する者、及びそれに準ずる者、並びにそれらの組織・集団・団体に属する者と交際があると協会が判断した場合は入会を承認しない。

第7条（退会）

退会は法人・個人会員共に協会へ退会届や申し出があった場合は自由に退会出来る。但し、退会后1年間は再入会を不可とする。

第8条（会員失効）

会員は次の各号の1つに該当するときは、その資格を失うものとする。

*退会

*法人の解散、整理、和議申し立てがあった場合

*除名

*個人の廃業

*反社会的組織・集団に登録したり、交友関係をもったとき

第9条（除名）

*協会の信用を失墜させる言動に及んだ場合

*協会の名誉を著しく毀損する言動に及んだ場合

*協会の活動を妨害する言動に及んだ場合

*道路交通法や食品衛生法、消防法などその他の法令に反する営業をした場合

*社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合

*新たに反社会的組織・集団に属した場合及びそれらに準ずる団体に属した場合、並びにそれらの組織・集団・団体に属する者と交際を始めたとき

第4章 役員

第10条（役員）

役員は理事2名以上、その内の1名を代表理事（理事長）とする。
監事を置く場合は1名とする。

第11条（職務）

理事長は協会を代表し、協会を総括する

理事は運営管理の責任者として協会の発展と会員企業・事業主の事業発展に貢献する

第12条（任期）

理事・監事とも任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第13条（会議）

*理事会は月1回開催するものとする。

*開催が出来なかった場合は別月に開催する。

*社員総会は年に1回開催とし、その他については臨時招集とする。

*社員総会は協会の社員で構成する。

*社員総会は代表理事が招集し、議長は社員より選出する。

第14条（審議・議決）

協会での審議・議決は理事会にて行う

議決については理事会出席者の理事の過半数とする。

第6章 会 計

第15条（運営費）

協会の運営経費は次の収入によって支出する

*拠出された基金

*社員よりの会費

*事業収入

第 16 条（会計年度）

協会の会計年度は毎年 3 月 1 日より、翌年 2 月末日とする。

第 17 条（会計）

協会の会計業務は事務局が担当するものとする。

毎月の理事への報告、及び臨時、定例総会に会計、決算報告を行うものとする。

第 7 章 事 務 局

第 18 条（所在地）

協会の事務局は大阪府大東市平野屋 1-4-1（株式会社エースケータリング内に置く）

TEL:072-875-9330

第 19 条（事務局）

協会の事務全般を処理するために事務局を設ける。

第 20 条（統括）

事務局は理事を中心に、事務局を統括し、円滑な運営を行う。

第 8 章 規 則

第 21 条（食品衛生法）

販売時には衛生法を遵守し、各自治体保健所の規則に基づいた内容で営業する。

衛生に関し所轄の保健所から指導を受けた場合は速やかに対応する。

協会会員が法令違反や処分を受けた場合は会員自身が責任を全うし、協会に一切の迷惑をかけないこととする。また理事会の協議の上、除名処分とする。

ブース内にはアルコールスプレー、ポリタンク、衛生手袋などで衛生管理を徹底する。
食品の取り扱いには十分に注意し、食中毒が発生しないよう最善を尽くす。
販売中の身だしなみは常に整え、帽子やバンダナなどを着帽する。
調理用の制服を決め、準備などの作業用の衣類と分けて使用する。
ブース内に置いても常に清潔を保つよう清掃を心がける。

第 22 条（消防法）

販売時には消防法を遵守する。
所轄の消防署から指摘や指導を受けた場合は速やかに対応する。
ブース内は燃えやすいものを極力置かないようにする。
特に火元周辺には十分に注意する。
火気取扱い時は火元の四方向（側面 3 方、下部 1 方）を耐火素材の物で養生する。
ブースにはブースサイズや、火量に見合った消火器を設置する。
設置場所は火元周辺に置く。
テントブース時は
三方向を防炎性のシートで囲む。

第 23 条（道路交通法）

協会会員は道路交通法を遵守し、安全運転する。

第 24 条（生産物賠償責任保険）

当協会会員は P L 保険（生産物賠償責任保険）の加入を義務とする。

第 25 条（営業許可）

当協会会員は出店に際し、所轄の保健所の営業許可又は臨時営業許可を取得したうえで食品の販売を行う。
営業許可の範囲外での販売は禁止とする。
営業中は所轄の保健所の営業許可証（臨時営業許可証含む）をブース内（移動販売車の場合は車内フロント部分）に掲示する。

第 26 条（発電機）

発電機は取扱説明書の内容を遵守し、燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意する。
発電機の周辺は柵等で囲うなどして、一般のお客様の安全に務める。

第 27 (ブース内マナー)

協会員は営業中はブース内での喫煙、飲酒は禁止とする。

喫煙は喫煙指定場所にて行う。

※イベント開催中についてはなるべく飲酒、喫煙は控えるよう心掛ける。

※イベント開催時に会場内のお客様喫煙スペースでの喫煙は禁止とする。

第 28 条 (会員証)

当協会員に交付される会員証は貸出や譲渡は一切禁止とし、発見した場合には理事会にて協議の上、除名とする。

第 29 条 (情報守秘義務)

当協会での取り決め事項や当協会の重要情報の漏洩は禁止とする。

退会後も同様とし、情報漏えいした場合には除名処分や場合によっては法的処置をとる。

第 9 章 附 則

第 30 条

この会則は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

以上